

# 令和8年度山鹿市農業振興課補助事業(市独自)のご案内

■ 問い合わせ先 山鹿市役所 農業振興課 0968-43-1556

※詳細はやまがメイトでご案内いたしますので、アプリのダウンロードをお願いします。



## 未来のリーダーづくり支援事業

専業農家の後継者として新たに就農する者を支援することで、地域農業の維持発展を図ります。

■ 支援対象者（支援金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす者とします。）

- ・令和6年4月1日以降に新たに就農した者で、専業農家を発展させ、かつ、地域農業を担う農業者となることに強い意欲を有している者。
- ・市内に住所を有し、就農開始時の年齢が50歳未満の者であること。
- ・専業農家を営む親族（市内に住所を有する2親等以内の者）と生計を一にする者であること。
- ・親族の下で年間1,200時間以上農業に従事し、又はしようとする者であって、家族経営協定を締結している者
- ・その属する世帯の前年の所得（新たに就農する者の所得を除く。）が専ら農業所得であること。  
※その他の詳細については、農業振興課・担い手支援係までお問い合わせください。

■ 支援額

- ・後継者1人当たり150万円/年（最長3年）
- ・令和8年4月1日（水）から随時

## 農業機械免許等取得補助事業

農作業の安全確保のため、免許等取得の経費を一部支援します。

■ 補助対象者（補助金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす者とします。）

- ・令和8年4月1日以降に免許を取得、又は取得しようとする者。
- ・市内に引き続き6か月以上住所を有する認定農業者又は認定新規就農者。

■ 補助対象事業（次に掲げる免許の取得が対象となります。）

- ・ **大型特殊免許**  
全長4.7メートル以上、全幅1.7メートル以上、ヘッドガードの高さ2.8メートル以上、全高2.0メートル以上、最高速度時速15キロメートル以上の車両を運転する際に必要な免許
- ・ **けん引免許**  
重量が750キログラムを超えるトレーラーなどをけん引する際に必要な免許
- ・ **農業用ドローンオペレーター技能認定**  
農薬散布、農地管理用等に使用するための技能の認定

■ 補助対象経費

- ・技能認定及び免許の取得に係る受講料及び受験料に要する経費。

■ 補助金の額（千円未満切捨て）

補助対象事業	補助率	補助額の上限額
大型特殊・けん引免許	1/3	3万円
農業用ドローンオペレーター技能認定	1/3	6万円

■ 受付期間

- ・令和8年4月1日（水）から随時（**受講する前の承認申請が必要です。**）

## 地域農林業担い手育成支援事業

新たに農林業に従事して5年以内の者が、農林業機械等を導入する初期投資に対し補助金を交付することで、農林業への定着化を図ります。

■ 補助対象者（補助金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす者とします。）

- ・地域を担う農林業の担い手となることについて強い意欲を有し、市内に引き続き6か月以上住所を有する者。
- ・新たに農林業に従事して5年以内で、年間1,200時間以上農林業に従事し、耕作農地及び林地が本市にある者。

■ 補助対象経費

- ・下図のとおりです。ただし、汎用性の高いものについては補助対象外となります。

■ 補助金の額（千円未満切捨て）

補助対象経費	補助率	補助額の上限額
A：施設・機具等の購入及び賃借並びに施設の工事	1/2	300万円
B：苗木・種子・資材等の購入補助	10/10	60万円

■ 受付期間 ・令和8年4月13日（月）～令和8年4月30日（木）

ホームページ、やまがメイトでもお知らせします。

## 農業研修支援事業

NEW

JA鹿本地域担い手育成センターの研修生に補助金を交付することで、本市の将来の担い手育成を図ります。

■ 補助対象者要件

- ・JA鹿本地域担い手育成センターで研修を受けており、就農準備資金の交付を受けている者。
- ・市内に住所を有し、研修終了後は3年以上本市で居住及び就農する意向がある者。

■ 補助額

- ・研修1年目が1人あたり36万円/年、研修2年目が1人あたり72万円/年
- ※1年を単位として交付

## 農業機械等整備事業

NEW

山鹿市内で農業を営む農業者が農業の効率化、省力化等を推進し、農地の保全等に取り組むことで地域の農業振興を図るため、農業機械等の導入に対し支援を行います。

■ 補助対象者（補助金の交付対象者は山鹿市内に住所を有し次の要件を全て満たす者とします）

- ・農業者が組織する団体（集落営農組織、機械利用組合（構成員が3戸以上で規約・構成員名簿等があること））、農業者
- ・農業収入が50万円以上あり確定申告又は住民税申告をしている者
- ・その他実施要領に定める者

■ 交付対象条件

- ・価格が税抜き50万円以上であること。（中古を除く）
- ・経営規模に応じた性能であること。
- ・保管場所が山鹿市内であること。
- ・農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

■ 補助金の額（千円未満切捨て）

補助対象経費	補助率	補助額の上限額
本体機械タイプ：トラクター、田植え機等	3/10	250万円
作業機械タイプ：耕運機、代掻き機等	3/10	50万円

■ 受付期間

- ・令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）
- ※ホームページ、やまがメイトでもお知らせします。